

要検討

避難及び一時移転の実施にあたっては、原子力災害対策指針に基づき防護措置を講じることとしているが、島根地域全体としての避難（一時移転）の考え方については、次のとおりである。

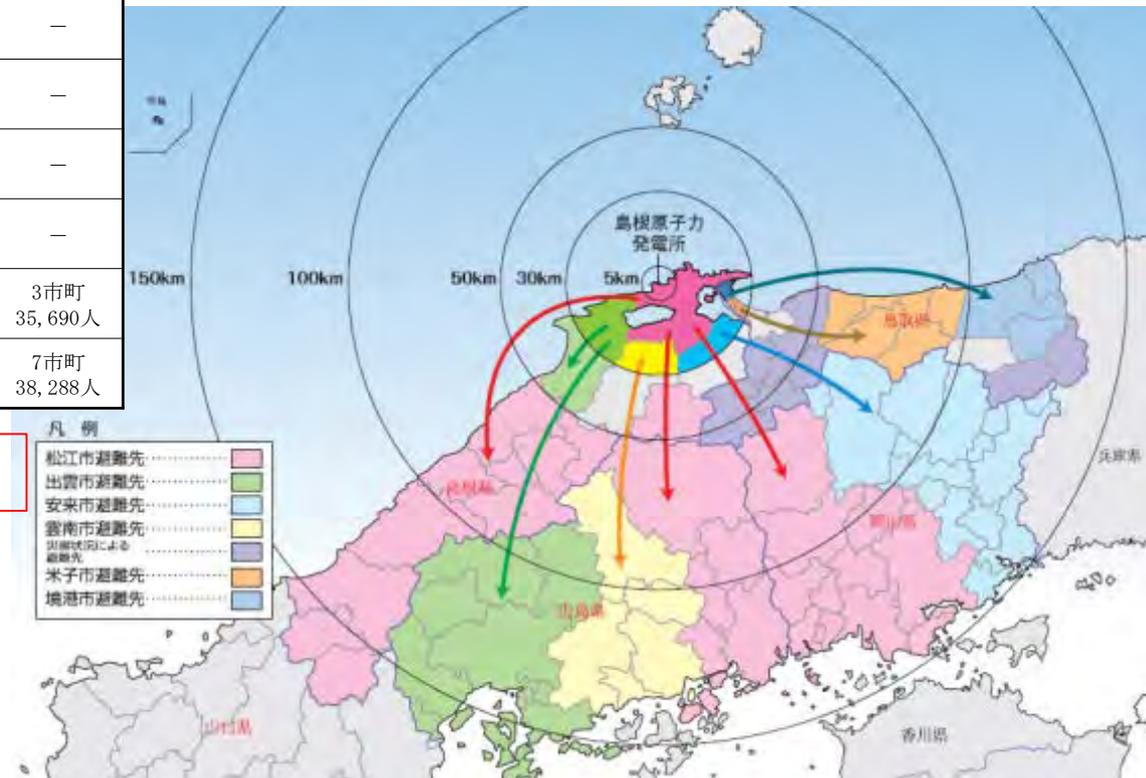
- 原子力災害対策重点区域全体として円滑な避難（一時移転）を行うため、原則として段階的避難を実施するものとする。
- 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ避難の後、EAL又は運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZの避難（一時移転）を行う。
- UPZの避難については、PAZ避難が完了した後に実施する。
- UPZ避難においても、島根原子力発電所からの距離に応じて、近い区域から段階的に避難することにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。
- 避難（一時移転）指示にあたっては、避難指示を住民に伝達できるとともに、避難状況の把握できる単位として各市が設定した範囲に対して、避難（一時移転）指示を行う。
- なお、弓ヶ浜半島については、半島という地形的特性を考慮し、全域に避難（一時移転）指示が発出された場合、区域を4分割し、段階的避難を行う。

地区別避難先等

- ▶ 地域コミュニティを維持することが避難対応や避難所生活に重要であるとの観点から、公民館・支所・コミュニティセンター単位で避難先を設定
- ▶ 早い段階で避難が必要となるP A Zの避難先は、島根県内の避難先を割り当て
- ▶ 鳥取県のUPZは、避難先の鳥取県東部・中部へは、3つの避難経路に分かれて避難

市名、地区数、人口等			避難先			
			島根県	岡山県	広島県	鳥取県
P A Z	松江市	4地区 10,662人	2市町 10,662人	—	—	—
U P Z	松江市	28地区 195,488人	11市町 79,338人	13市町 65,000人	5市町 51,150人	—
	出雲市	31地区 119,850人	1市 35,440人	—	12市町 84,400人	—
	安来市	15地区 36,200人	—	14市町村 36,200人	—	—
	雲南市	15地区 33,500人	—	—	5市町 33,500人	—
	境港市	4地区 35,690人	—	—	—	3市町 35,690人
	米子市	4地区 38,288人	—	—	—	7市町 38,288人

数字更新(H26→H27)作業中



※必ずしも区域を厳密に示したものではない。

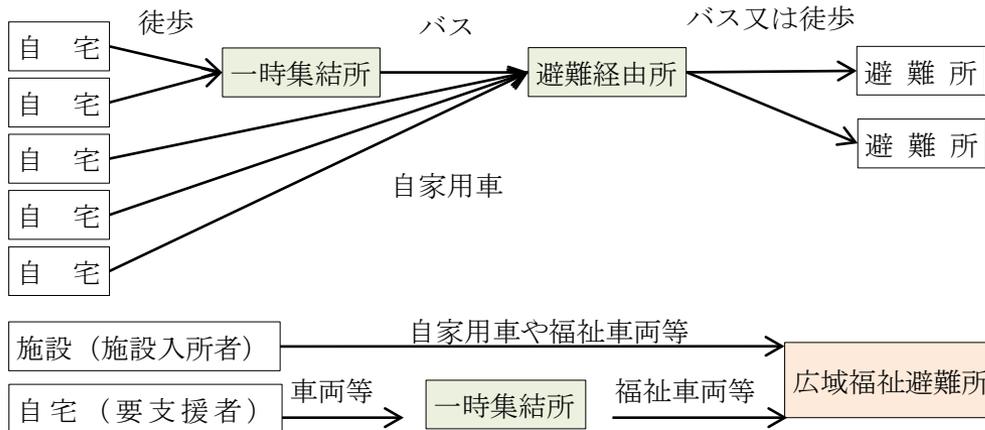
- 島根県内からの避難経路については、島根県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画で定める幹線道路を中心とする経路を基本に複数の経路を選定
- 鳥取県では道路管理者や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行う。道路被災状況等に応じた予備経路も設定



全地域の避難ルート図(作成中)

一時集結所や避難経由所、広域福祉避難所

- 避難に当たっては、多くの住民が自家用車により避難することを想定
- 自家用車避難が困難な住民は、徒歩等で「一時集結所」へ集合し、バス等による集団避難を実施
- 島根県では避難実施の円滑化を図るため、避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経由所」を予め選定
- 介護等を要する方は、一般の避難所より比較的生活環境が整った「広域福祉避難所」へ避難



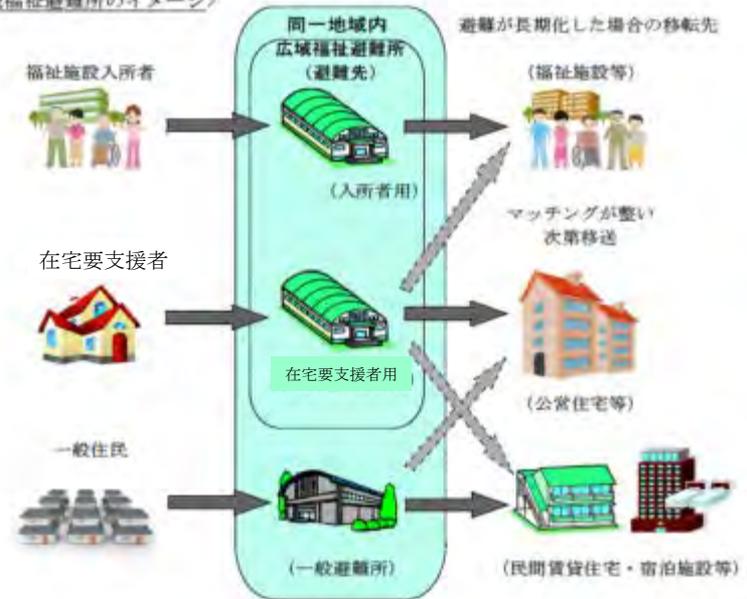
＜一時集結所の選定基準（例示）＞

- ① 通信手段が確保できること
- ② 緊急時に開設が可能であること
- ③ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

＜避難経由所を開設するメリット＞

- ① 避難経由所において避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。等

＜広域福祉避難所のイメージ＞



＜広域福祉避難所の設備等（例示）＞

- ① 地域の一般住民の避難先と基本的に同じ敷地内に予め定める施設
- ② 冷暖房設備
- ③ 多目的トイレ（障がい者用トイレ）
- ④ 会議室、研修室等ある程度仕切られた部屋
- ⑤ エレベーター、バリアフリー構造、調理設備があれば望ましい 等

避難を円滑に行うための対策① (パンフレット)

- ▶ 市内全域がP A Z、U P Zに含まれる松江市では、地区ごとに避難計画を周知するパンフレットを作成し、全戸に配布
- ▶ パンフレットには、避難経路所や避難所ほかの避難ルート等の避難時に必要な情報がもれなく詳しく記載

パンフレットの主な内容

自家用車のダッシュボードに置くことで、避難車両を識別

地区周辺の「マイカー避難ルート」・「バス避難一時集結所」、「広域避難ルート」、「避難先自治体近辺情報図」、「避難経路所周辺案内図」等が記載

避難を円滑に行うための対策②（渋滞緩和）

▶ 鳥取県では、避難区域を4分割し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動時間を短縮することで被ばくリスクの低減を図る

要検討

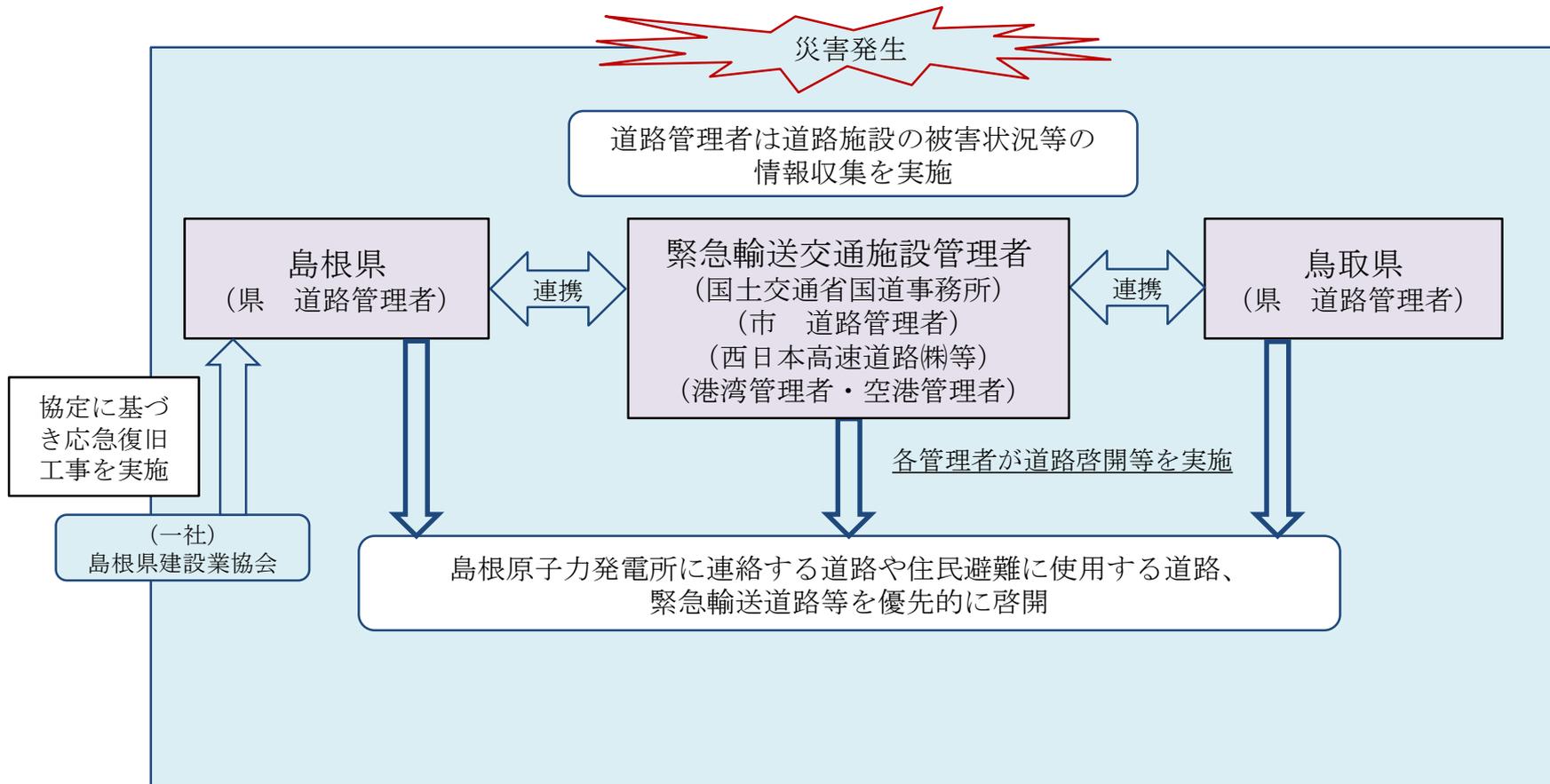
(注)
各グループ内の区分は基準、細部は、米子市・境港市が決定

より原発に近い地域(松江市)が避難した後、弓ヶ浜半島が避難



避難を円滑に行うための対策③（道路復旧、交通規制）

- 避難開始前の段階において、避難計画等で避難経路と定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、島根県、鳥取県は迂回路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施
- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の優先順位に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。
- 両県及び両県警察本部は、道路管理者等と連携し、あらかじめ定めた計画に基づき交通規制・避難誘導を実施、その際県境をまたぐ規制と誘導の円滑化に努める



7. PAZ内の防護措置等

<対応のポイント>

PAZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態の段階で、避難を実施する。

PAZ内の一般住民は、全面緊急事態の段階で、避難を実施するとともに、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である場合は、屋内退避を優先する。